

第 5 回守口市子ども・子育て会議議事録	
開催日時	平成 26 年 8 月 21 日（木）午後 1 時 00 分から
開催場所	守口市役所 第 1 委員会室
議 題	(1) 開会 (2) 第 4 回会議と議事録について (3) 議題 ①「素案 第 1 章」に関する修正案について ②「素案 第 2 章」に関する修正案について ③「素案 第 3 章」に関する修正案について ④「素案 第 4 章」について ⑤「素案 第 5 章」について (4) その他 事務連絡 (5) 閉会
出席者	委員 13 名

(1) 開会

【前回会議における委員提出資料について】

(委員) 前回の子ども子育て会議で提出した資料 2 の公立幼稚園における支出の内訳について、前回の会議中では、給料と人件費が全体の 93.46%、教育研究費と合わせ 2 億 6,125 万 8,000 円と説明したが、資料 2 の表からは教育研究費に関わる項目が見受けられず、教育研究費ではなく、報償費、需要費、事務費などの管理费用であると修正したい。その上で改めて、公私の雇用の格差是正と共に、0 歳から就学前の乳幼児において、保育所、幼稚園に所属している、いないに関わらず、税の公平負担・還元をお願いしたい。

(事務局) 公立幼稚園の効率的な運用という部分について、一定の人件費が重要ということは事実として述べておきたい。従前から培ってきた教育を維持するなかで今のかたちに至っている。この件については、今後この会議でも議論していきたいことになるが、公立施設の在り方の見直しも含め、計画を示していきたい。

(2) 第 4 回会議と議事録について

【署名委員の選任】

(3) 議題

【議題①：「素案 第1章」に関する修正案について】

○新制度のイメージ図について

(議長) 第1章の3ページ、4ページの新制度における給付のイメージ図、現在の制度と新制度での教育・保育サービスの施設や事業の比較の図は、事業所向けの説明図であって、一般市民にはわからないと思う。保護者にとっては、自分の子が何を利用できるのかという個々の問題が重要な関心事になってくるので、そのあたりの説明を計画中でどのように掲載していくか検討してほしい。

○計画の位置づけについて

(議長) 5ページの計画の位置づけで「守口市次世代育成支援後期行動計画における取り組みの一部を引き継ぐ計画とします」としている点については、事務局からの説明とおり、次世代育成支援行動計画に放課後児童対策を整備する市町村に対し財政支援をおこなうというのが国の方向であるので、この方向でやるしかないと思う。

○計画の期間について

(委員) 5ページの計画の期間で、平成27年度から平成31年度までの5年間と記載されているが、この期間が移行期間であって、その後新制度に移るということなのか、それとも平成27年度から新制度に移るということなのか、どう捉えたらよいのか。

(事務局) 新制度とは、いわゆる子ども・子育て3法に基づく制度であり、この3つの法律は平成27年4月の施行となっている。つまり、3つの法律の施行に伴い、新制度も開始することになる。ただし、その制度に乗っていく施設とそうでない施設に分かれてくる。例えば3ページの新制度における給付のイメージ図について、保育所は施設型給付という点線のなかに入っているのに対し、幼稚園については、施設型給付の点線からはみ出した部分がある。このはみ出した部分は、従来どおりの私学助成のままで残ることもできるということを示している。つまり、保育所は必ず施設型給付に乗っていくが、幼稚園に関しては、施設型給付に乗る、私学助成のままで残る、という選択が可能になっている。新制度では、これまで幼稚園、保育所といった施設によってバラバラだった財政支援について、施設型給付という形で一本化されることになる。地域型保育給付についても、今まで、いわゆる認可外の施設として、各自治体が独自に補助等を行っていたものを、地域型保育給付という形で公費があてられるようになる。さまざまな仕組みが、平成27年4月に統一化されるということである。

(議長) 新制度は平成27年度4月から始まるということであるが、施設的な問題等がある場合、それに対して移行措置があると思う。移行措置は何年間となっているのか。

(事務局) 移行措置については、自治体によっては、消費税の満額化とか、そういうこと

で期間を区切るというところもあるようだが、一般的には5年となっている。守口市においても、特定教育・保育施設や地域型保育事業等の運営に関する基準条例を制定している最中で、パブリックコメントも実施した。基準条例では国の基準に従うべき基準と、参酌すべき基準とがあり、参酌部分については、経過措置を持つことができ、任限については、市町村の裁量に任されている。

(委員) この計画の期間について、もう少し市民に分かりやすく伝えてほしい。

○第1章の内容について

(委員) 現行制度から新制度に移行するにあたって、保護者は複雑な心境だと思う。保護者にとっては自分の子どもは、どの施設、どのようなサービスが利用できるのかが大きな関心事になるので、新制度でこういうふうになるということ、新制度に変わって選択肢が広がるということがわかればよいと思う。それぞれの事業についての詳しい説明はそれぞれの事業のところで説明するということだが、増えた選択肢について、どんなものが増えた、市でこんな事業をしていくということが、第1章でもう少しわかりやすくできたらと思う。

(事務局) 新制度の内容については、事業主、行政の関係するところが非常に大きくなっている。そのなかで、教育・保育サービスの利用者に対する影響というと、新制度では、地域の実情に応じて認定こども園の普及のための方策を事業計画に盛り込むこととされているので、幼児教育の機会が増えるように受け取っている。結果、保護者や子どもは、多様なサービスを選択できると考えている。ほかに、世帯の所得によって負担額が入れ替わる、応能負担になることも、利用者へ影響がある点で、市町村がどこまで負担を軽減できるのかについても新制度でのポイントであると考えている。

(議長) 市民が見てわかりやすい計画書にしていきたい。

【教育・保育提供区域について】

(議長) 事務局では、教育・保育提供区域の設定について、東部、中部、南部の3区域で設定としたいとのことだが、この区域というのは、事業の見込み量や確保策を考えるための目安で、校区のように、就学前の教育・保育について、この範囲の子はこの区域の事業しか利用できない、というものではない。ただし、今後、公立の施設数を検討する場合には、この区域を基礎に考えていくことになる。その点からも、この区域設定でよいと考えていく必要がある。

(委員) 守口市の就学前と就学後児童の人口を、東部、中部、南部エリアごとみると、東部エリアでは前年比マイナス788名ということだが、東部エリアは今後も減少傾向が続くと捉えてよいのか。

(議長) 東部エリアでは梶小、庭窪小の定員がパンク状態となっていて、本来は梶小、庭窪小へ行くべき児童を、中部エリアの八雲東小へ持っていったという経緯がある。そのために、東部エリアが前年比マイナス788名となっている。

(事務局) 小学校区別の人口について、資料5をみると、東部エリアの庭窪小では前年比

マイナス 551 名、それに比べ中部エリアの八雲東小では前年比プラス 629 名となっており、庭窪小へ通うべき児童が八雲東小へ通うことになったことがこの数値に表れている。従って、児童数の増減に大きな差が出てくるのはこの年度だけのことと考えている。

(委員) 東部、中部、南部という 3 つの区分で、教育・保育提供区域を設定することだが、実際はそうするしかないと思う。ほかに分け方があったらいいが、幹線道路や鉄道の関係や校区の関係から考えるとそれしかないと思う。

(議長) 教育・保育提供区域の案としては、幹線道路と鉄道の二つの線で区切ったエリアを東部、中部、南部として考えるのか、小学校区域としての区域を南部、中部、東部と考えるのか。事務局はどちらの案を想定しているのか。

(事務局) 事業計画の第 5 章では、地域子ども・子育て支援事業の展開を掲載していくことになるが、そのなかには小学生を対象とした放課後児童クラブもある。そのあたりを踏まえて、小学校区域としての区域を南部、中部、東部とするべきだと考えている。

(事務局) 就学前の教育・保育については、校区というのが定められていないが、就学前の教育・保育は小学校教育とのつながりが深いこと、地域子ども・子育て支援事業の提供体制や地域のサポート体制等を考慮すると、小学校区に基づいた教育・保育提供区域とするのが一番よいと考える。

(議長) 小学校区域としての区域を南部、中部、東部とするとなると、本日の資料 4-5 の 2 ページにある地図は、幹線道路と鉄道の二つの線で区切ったエリアを示しているので差し替えをお願いしたい。

(事務局) 小学校区ごとの区域図の作成が間に合わなかったため、会議資料では幹線道路と鉄道で区切った区域図となっているが、計画書中では、小学校区域としての区域図を掲載する予定である。

【議題②：「素案 第 2 章」に関する修正案について】

○第 2 章の内容について

(議長) 第 2 章は統計データとニーズ調査結果を掲載しているが、データを掲載するだけでなく、データに対する考察を、箇条書きでもいいので入れてほしい。考察を入れることで、具体的な事業の展開の部分とのつながりができると思う。

(委員) 第 2 章のデータに関して、前回の案より見やすく、前年比もあるのでわかりやすくなっていると思う。この結果をこれからの事業のここに活かしていく、ということがわかればよりよいと思う。

(議長) 人口推計に関して、第五次守口市総合基本計画策定時に予想した人口と現状を比べると、予想より人口が減少してないという事実がある。私自身の考え方としては、市民サービスということを考えた場合に、そのあたりの見直しも必要になってくるのではないかと考えている。

(事務局) ニーズ調査の考察を簡潔にまとめ、第 2 章の注に付け足していく。

○自由記述の掲載について

(委員) ニーズ調査の項目に、自分の子育てに対する思い、子どもをどういうふうに育てたいのか、そのために必要な教育や保育環境の充実などについて、自由記述欄があったが、どういう意見があったのかを記すことが大事だと思う。自由記述の意見をまとめたものを掲載したらよいのではないか。そういう意見が、これからの子ども・子育て支援に生きてくるのではないかと思う。

(事務局) 自由記述にどのような内容があがっているかについて、事務局としては把握していかなくってはならないと考えているが、就学前児童、就学後児童とを合わせると、自由記述の意見数は3,000件近くあり、掲載意見をどう抽出して載せるのか、計画書への掲載自体をどうするのかということも含め、検討したい。

【議題③：「素案 第3章」に関する修正案について】

(議長) 第3章について、前回の案では、次世代計画の推進項目ごとに数値評価をおこない、それぞれに対して考察を加えたかたちで21ページ、今回の案では、次世代計画の施策目標ごとに数値評価をおこなったかたちで5ページということで、今回の案は前回に比べコンパクトになっている。評価する基準が異なっているので、どちらがよいのか検討する必要がある。

(委員) コンパクトにすることは大事だと思う。第3章の2ページ、施策目標ごとの事業の評価の表は見やすくてよいと思う。

(委員) データとして全てを出すと、膨大な量になると思うし、コンパクトにした方が見えてくるものがはっきりしてよいと思う。

(事務局) 前回の会議であがった、通信簿のようなかたちで評価すればわかりやすくなり、課題が見えてくるのではないかという意見を参考に、今回このような評価方法に修正した。見やすく、課題を把握しやすいという利点を活かし、コンパクトな今回の評価方法を採用したい。その上で、評価が低い事業、取り組みについては、今後、第5章の部分に関連づける表記、何を主眼としてやっていくのかという考察を加えていく。

○次世代計画の評価における子育て会議の役割について

(委員) 「事業担当課で自己評価を行うとともに、目標事業量の達成状況等の評価しました」という文言があるが、「事業担当課で自己評価を行うとともに、」はわかるが、「行うとともに、目標事業量達成状況等」を評価しました」の文言についてはどう捉えればよいのか。担当課の評価について、子育て会議が追認するというかたちなのか、担当課の自己評価を子育て会議が自主的に、第三者として評価するのか。子育て会議の立場の考え方を教えてほしい。

(事務局) 事業担当課の自己評価を次世代計画の評価にあてるということで、子育て会議で評価をしていただくということではなく、評価の低かった事業について、もっと力をいれるべきだ、事業の方向性をこのように修正してはどうか、という提案をいただければと考えている。

○第3章の内容について

- (議長) 評価の低かった事業についての方向性を検討するとなると、前回案のように考察が入った方がよいのではないか。
- (委員) 担当課の自己評価ということで、結果をみると、「順調」という評価が最も多くなっている。数は少ないが、「やや遅れている」という評価もあり、そこを中心に、子育て会議で方向性を検討してほしいとのことだが、外部からの評価制度があるなら、外部評価もしてほしい。その上で、事務局として、取り組みを強化すべきポイントについて整理し、次の事業の方向性を決める際において、この自己評価をどう活かしていきたいか、そのあたりの考察を注釈としてつけてもらえるとういと思う。
- (議長) 「やや遅れている」、「遅れている」という評価を中心に、それに対する考察を掲載する、「順調」である事業についても、事業計画の事業の方向性を検討するにあたって、必要な事業については考察を掲載するという方向でお願いしたい。要は今回の事業計画の方向性との関連づけを明確にしてほしいと思う。
- (事務局) 指摘の通り、次世代計画の評価と事業計画に向けてということで、この章の末尾に考察を掲載する。
- (委員) 「施策目標1 子どもの豊かな成長支援」では、2つの事業で「やや遅れている」の評価があり、「施策目標3 子どもの人権尊重と権利擁護の推進」、「施策目標5 子育てと仕事の両立支援」、「施策目標6 地域力の活用による子育て支援」については、「遅れている」という評価の事業がある。こういうものに対しては、遅れているからもっと進めていったほうが良いという見方もできると思うが、「遅れている」事業に対しては、どのような現状から担当課が遅れていると判断したのか、そういった点についても検討できたら意味があるのではないかと思う。

【議題④：「素案 第4章」について】

○計画の策定方法について

- (議長) 素案の文言についてだが、本来であれば市長から諮問があり、子育て会議が答申をして、それに対して市長が文言を変えて市民に出すというスタイルをとるべきだと思う。今の素案の文言をみると、いきなり市長目線で書かれている。いきなり市長からの発言というかたちの素案について、事務局はどう考えているのか。
- (事務局) 事業計画については、守口市を代表して市長がこの計画を策定するということになる。計画は計画書というかたちで、市民に対して、守口市の子育て施策の方向性、具体的事業を示すことになる。昨年になるが、第1回子育て会議において、事務局が素案を示し、それに対して子育て会議の意見を伺う、それを素案というかたちで市が仕上げていく、という内容の諮問をしていると思う。それに基づいて、現在この会議において審議をしている最中だと考えている。この会議において、計画の方向性等に対する意見は、計画書にできる限り盛り込

んでいくが、計画書には掲載しないものの、将来的な課題としての意見があれば、この計画書の答申以外に、例えば付帯意見として出していただき、市長に答申してもらうという方法もある。

(委員) 事務局の説明を聞くと、事務局として案を作成し、作成した案について、子育て会議は検討するという立場で計画書を策定していくかたちもとれると思う。通常の方法だと、答申で、「こういうことを考えるべき」、「こういう方向に進めるべき」というような文言が出て、そのあと事務局で、市長の立場から基本方針を市民に出すということになり、二段階の手間が掛かると思う。こういった方法をとることで、二段階の手間がなくなり、計画の策定が早く進むということであれば、これでよいと思う。この方法をとることで、計画策定、子育て事業への取り組みは早く進むのか。

(事務局) 個々の施策そのものについては、この場に担当課がないこと、予算の関係から、はっきりと答えることはできないが、計画策定については、市長が市長の判断でつくると言いながら、条例上の審議会を設け、事務局がこのような素案を示し、審議会の意見を聞き、市長に伝え、計画として策定するのが原理原則となっている。審議会の意見を十分に反映した計画書であるため、守口市の政策を進めていく大きな原動力、即戦力になり得ると考えている。

(委員) 計画を策定するにあたって、時間も限られている上に、諮問、答申のかたちをとるとなると、委員会の意見を一つにまとめるという時間も必要になる。「これが守口市の方向」といきなり書くことで、早く話が進むのならその方がよいと思う。事務局がまとめたものに対し、必要であれば委員会が付帯を付けるとした方が、スムーズにいくと思う。

(議長) 素案については、いきなり市長から発言するかたちで、この会議としての意見を付帯的に添付するという方向で進めていく。

○付帯意見について

(事務局) この4章に関しては市の方向ということもあり、議論についてはかなり時間がかかると考えている。付帯意見としてまとめるとすると、それだけで議論をしないといけないことになる。例えば、趣旨や修正内容、文言、字句等の意見についての指摘を受け、それを満たした案を事務局が作成し、子育て会議に再度示す、ということになるので、計画書の検討と同時並行でやっていかないと間に合わない。最終的にどのような方法とるのかわからないが、子育て会議としての付帯意見の集約は効率よくおこなっていかなければ計画策定に間に合わない。

○計画策定に関する市長の責任について

(委員) 計画を策定するにあたっては、「こういうことを市長が責任を持ってやります」という感じにしてもらいたい。

(委員) 計画書を第1章から順番読んでいくと、第4章で、「守口市はこうします」とい

うことがはっきりでているので、市民は期待すると思う。期待させるだけでなく、覚悟して取り組んでほしいという願いがあると思う。

(委員) 計画書は、守口市の子育てに関する基本理念を表明する文章ということだが、守口市長の名前は表に出すのか。

(事務局) 計画書の巻頭に、計画策定の趣旨等について、市長の考えを市長のサインを添えて掲載することになっている。つまり、市長はその計画に対して責任を持つということになる。

○数値目標の設定について

(議長) この基本方針のところでは、数値目標が設定されていないが、具体的な施策では数値目標を設定するのか。

(事務局) 第4章は基本理念や重点方針、基本的な視点や目標を謳っており、守口市の子ども・子育て施策を総括した部分を表現しているので、ここでの数値目標の設定は考えていない。

(委員) 第4章は理念や目標であって、実施計画ではないのでこれでよいと思う。

(議長) 第4章には数値目標は出さないが、第5章以降では数値目標を示すということではよいか。

○基本理念について

(事務局) 第五次守口市総合基本計画をはじめ、関連計画の基本理念を一覧としてまとめた。これらを参考に子ども・子育て事業計画における基本理念を検討してほしい。

○重点方針(1) 対象年齢について

(議長) 重点方針として4つあげられているが、この4つ以外のことは取り組まないということではなく、この4つの項目については重点的に取り組むということになると思う。そういう視点から考えると、「重点方針(1)の母の妊娠時から子の就学後までの切れ目のない子育て支援」について、どこまでの範囲を重点期間とするのかについて検討する必要がある。そもそも、「就学後」までとはどのあたりを意味するのか。小学校1、2年生あたりを指しているのか。

(事務局) 就学後というのは、明確に何年生までということではない。「就学後も」という表現にした方がよいか。「就労まで」という表現もいろんなところで使われている。ただ、事業計画における施策・事業は、小学生までを対象としているものがほとんどということで、そのあたりが従来の次世代計画との違いである。その点を踏まえた上で、「就労まで」ということでよいか検討していただきたい。表現については、小学校児童とするのか、中学校生徒までとするのか検討したが、小学校までとするとなると、中学校になったとたんに支援の対象外になるようなイメージにもなると考え、今の表現を採用している。

(議長) 事業計画の対象を小学生までと捉え、「就学後まで」では小学生全部を含ま

ないと思う。「就学後も」とする方がよいのではないか。

(委員) 保護者としては、中学校卒業までは子育て支援の対象としてほしい。

(委員) 子ども・子育て支援を青少年健全育成という大きなくくりで考えると、中学校卒業まで対象となると思う。そう考えると「中学校卒業まで」とすることもできるし、表現を「義務教育卒業まで」とすることもできると思う。「中学校卒業まで」としたらどうか。ここは重点方針、特に力入れるという観点ということを見ると、「就労まで」は長すぎる気がする。

(委員) 中学校までは義務教育ということで、重点方針の対象としてフォローすべきであるという考え方もできるが、子どもの職業的自立を考えると、高校卒業までは支援が必要ではないかとも思う。中学校から高校への押し出しというところまでやるのか、義務教育までと区切ってしまうかについては、予算や担当部署の関係もあり、難しい問題だと思う。

(議長) 医療補助の関係も考えないといけない。

(事務局) 計画中にも「子ども医療助成の拡充」という文言が入っているが、具体的な対象年齢は今後検討させていただきたい。

(委員) 他の重点方針をみると、「重点方針（２）在宅子育て家庭を含め０歳児～２歳児の保育ニーズに合わせて、受け皿を確保し仕事と家庭の両立を強力に支援」では対象が０歳児～２歳児、「重点方針（３）３歳児～５歳児は幼稚園や認定こども園における質の高い幼児教育を受ける機会の確保」では対象が３歳児～５歳児となっているし、「重点方針（４）公立施設の役割を地域における教育・保育モデル施設としての機能とセーフティネットとしての機能に重点化」では、教育・保育という表現となっている。その点を考えて、重点方針（１）の対象年齢も同じレベルで設定すべきだと思う。重点方針（１）だけ対象年齢が飛び出していたらおかしいと思う。

(委員) 「重点方針 待機児童の解消と質の高い教育保育の確保」に向けての重点方針（１）から重点方針（４）の項目であれば、それほど長いスパンで考えなくてもよいと思う。

(委員) 放課後児童クラブという事業があるので、小学生は必ず対象に入ってくる。問題は中学生をどうするかということだと思う。中学生までを対象とするなら、「学齢期」という表現は中学生を含むかどうか。中学生までを含むなら、「学齢期までの切れ目ない子育て支援」という言葉は使えるかもしれない。子どもの定義についても捉え方によって変わってくると思う。

(議長) 子どもの定義は法律によって変わってくる。

(委員) そうすると、とにかく就学前までの子育て支援を徹底的にやる、ということを重点方針として打ち出すというのも一つだと思う。小学生、中学生もサポートするが、小学校入学までの期間を重点的に支援する、ということでもいいと思う。

(委員) 親としてはやっぱり中学まで支援してほしい。学習面を考えると、小学校でつまづいて、中学校もさらにわからなくなっていくというセオリーもあるので、

中学生までを重点に考えてもらえると、救われる子ども達は多くなると思う。

(議長) 就学後というのが一番重要であるというのは確かだと思う。

(事務局) 小学校就学を控えた子どもに対し、質の高い幼児教育をどのように提供するかといったところは、つなぎの教育のなかで非常に重要な位置を占めていると考えているし、守口市教育委員会における「めざす守口の教育」のなかでも、幼稚園から中学校卒業までの一貫した教育を理念として打ち出しているところである。そういったことを踏まえると、事業計画の重点方針(1)の対象年齢について、「就学後」という表現をとっているが、やはり義務教育の範ちゅうまでは含めておくべきではないかと考える。義務教育につなげる幼児教育を提供するというイメージで、この文言についてはもう一度検討したいと思う。

○重点方針(1) 設定について

(議長) 対象年齢で悩むなら、重点方針から(1)を抜いてもよいのではないか。

(委員) 母の妊娠期の支援は家庭教育の基本になるという点で(1)は重要だと思う。

(委員) 関わりのサポートという視点から重要である。

(委員) 母の妊娠期の支援というのを、重点方針(2)の0歳児～2歳児という部分に入れて、就学後への支援という項目を独立させて考えた方が、重点方針(1)がわかりやすくなると思う。

(委員) 「施策目標① 子どもの豊かな成長支援」ということで、小児医療や妊婦乳幼児健診ということが出てくることを考えると、母親の妊娠期からの支援という項目が、重点方針として独立している方がよいと思う。

○重点方針(4)「公立」という表現について

(議長) 「重点方針(4) 公立施設の役割を地域における教育・保育モデル施設としての機能とセーフティネットとしての機能に重点化」について、ここに公立だけ出てくるというのはどうなのか。公教育という視点から、私立の施設も非常に重要だと思う。私立に関しても、公教育性を持つということ表記してはどうか。

(委員) 民間の幼稚園も民間の保育所も、社会貢献ということで、地域において本当に頑張っていると思う。実際、スマイルサポーターや乳児相談員として10年以上勤務している職員が、特別な訓練を受け、知事から表彰もされている。公立施設だけでなく、民間施設も、市の教育・保育を担っていると考えているので、民間施設についても触れている方がよい。

(委員) 新制度において、私立幼稚園が幼稚園のままであるにしろ、認定こども園になるにしろ、市から補助金という公金が出ることになるので、公的役割は大きいと考えている。また、守口市の就学前児童は、公立施設に通う子どもより、私立施設に通う子どもの方が多いという現状を考えると、私立幼稚園は守口市の多くの子どもを育て、公立小学校へと送り出してきたという事実がある。そういったことから、私立幼稚園の幼児教育が担う公的役割は大きいものと理解いただけるとありがたい。

- (議長) その点を踏まえ、「官民一体で進めていく」という表現ができればよいと思う。
- (委員) 官民に関わらず教育・保育施設が一体となってやっていく、という考え方が基本にあるべきだと思う。ここで「公立」という表現をとっているのは、重点方針（４）の「セーフティネットとしての機能の重点化」という表現が大きなポイントになっていると思う。例えば、事業計画においては、公立施設については公立的な運営を考えて、集約がかかっていくということがあげられている。その上で、ここに「公立施設のセーフティネットとしての機能の重点化」を打ち出してきたというのは、何らかの役割を考えてのことだと捉えているがどうなのか。
- (事務局) 民間の事業者の力がなかったら、今日の守口の幼児教育・保育はないと認識している。その上で、現行の公立施設の状況を踏まえると、守口市の幼児教育・保育の受け皿として、公立と私立の按分を考えていかななくてはならない時期にきていると思う。公の幼児教育・保育は不要であるということではなく、公立は現在の規模を維持することが時代的に合わなくなっているが、その反面、年度末時点における０歳児待機児童の解消、障害のある子ども、配慮の必要な子どもへの対応等、公立の教育・保育施設として果たすべき役割もあると考えている。公立施設として求められている役割に特化することで、私立の施設とともに、守口市の子どもや子育て家庭を支えていくことができると考えている。公立施設を残す限りは、価値のある機能を持った施設にしたいという考えで、「公立施設の地域における教育・保育モデル施設としての機能」という表現をとっていると考えてほしい。また、「公立施設のセーフティネットとしての機能」という表現についても、ただ単に障害のある子どもだけという単純な考え方ではなく、私立施設では対応がしにくいきめ細かな部分についても対応していきたいと考えている。それに対し、私立では特色ある教育・保育をどんどん進めていきたいと考えている。
- (委員) 議論になっている重点方針のところで、「公私」という表現をとるとすれば、「公立は私立を支援していきます」という表現になると思う。
- (議長) 重点方針（４）の前に必要だと思う。ただ、民間事業者として「教育・保育モデル施設として機能する」という文言が受け入れられるのか。文言として「セーフティネット」は必要だと思うが、病床とかの問題もあるし、年度末の待機児童については人員確保の問題もあり、やはり難しいと思う。そういった問題もあるので、「教育・保育モデル施設として機能する」という文言はどうなのか。
- (委員) 公でないとできないということであれば、今のままの表現でもよいのではないかと思う。ただ、一般市民の方が読んだときに、誤解をされないような表現の仕方にしたらよいと思う。
- (議長) 今の表現のままだと、公立の立場の方が上というイメージが強く、誤解を招くことになるので、重点方針（４）の前に「官民一体としてやる」という文言を入れるとよいと思う。「公共施設はセーフティネットに特化したかたちでいく」という文面なら受け入れられるか。

- (委員) セーフティネットとしての役割を持った施設は、公立が持つてほしいという気持ちがあるので、そのあたりを考慮した文言にしていきたい。
- (事務局) ここの表現が誤解を招くということであれば、修正する必要があると思う。ただ、この表現は、公立が上とか、模範的であるといった意味ではない。公立を残すならば、まず、求められている役割、事業に関して、実験的なものを含め取り組んでいくという意味と捉えてほしい。それと、セーフティネットとしての機能についてだが、公私という関係のなかで、公立だけがセーフティネットの役割を担うというのは、私自身は違和感を持っている。しかしながら、私立でなかなか対応のできない部分があれば、受け皿として公立施設が機能するという方向が、保護者や市民に安心感を与えるのではないかと考えている。
- (議長) 重点方針(4)の前に「官民一体としてやる」という文言を入れてもらって、の公立施設の役割をというところで、セーフティネットに重点化するという表記に修正してもらおうという方向で、もう一度検討してほしい。重点化という言葉が、「それだけしてる」といった感じになるので、言葉自体の問題かもしれないという点も考慮してほしい。

○基本的な視点の設定について

- (委員) これでよいと思う。
- (委員) 基本的な視点では、「子どもの視点」、「地域社会全体での支援」、「子育て家庭を支援する視点」があげられているが、虐待等のおそれのある子ども、子育て家庭をしっかり支援していくという視点からの掲載があると、権利擁護、児童の福祉の視点を生かして施策目標を設定しているということが伝わると思う。

○基本的な視点⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点について

- (議長) 働く女性に対する支援という視点からの表現がこの程度の表記でよいのか。もっと強調したほうがいいのではないかなと思う。
- (委員) 「就労を希望する母親」という表現は、両親が揃った家庭を想定して書かれていると思うが、今はひとり親家庭も増えてきていると思う。母子家庭の場合は、既存の制度で支えられているところはあるが、父子家庭についてはまだまだ足りない部分もある。そういったことも含めて表現を見直してほしい。仕事と生活の調和というのは、男であれ女であれ必要なので視点として設定するのはいいと思う。
- (委員) そういった視点で考えると、「就労を希望する母親」という表現は、今の時代に合わないかもしれない。「母親は家で、父親は外で働く」といった昔の家族制度的な考え方が表れた表現だと思うので、絶対修正すべきである。母親が仕事をしたかったらうまくいくようにする、父親が子育てに積極的に参加できるような研修をおこなうというのは、古いかたちだと思う。
- (事務局) 指摘のとおり「就労を希望する母親」という表現については見直したい。ただ、ニーズ調査を見ても、子育てに参加しているのは母親が圧倒的に多いという事

実があるので、父親の子育て参加を促進するという部分は残しておきたい。ひとり親家庭については、ワーク・ライフ・バランスの実現という項目で取り扱うかどうか検討したいと思う。ここで触れないにしろ、計画としては、ひとり親家庭への支援の視点もしっかり入ったかたちにしたいと思う。

○基本的な視点と施策目標の関係について

(議長) 基本的な視点と施策目標がつながっていないような気がする。視点は視点、施策目標は施策目標で書いてあるが、2つの線引きがあいまいで、関連づけもあいまいに思える。

(事務局) 視点については、こういうことに留意しながら、あらゆる施策を推進していくということで設定した項目で、施策目標については、この目的、分野について事業を推進していくということで設定している。施策目標の一つを実現するために、基本的な視点を考慮して、施策の一つ一つを考えていくということでそれぞれを設定している。

(議長) 施策目標の説明の文章のところに、「こういう視点からこうします」とあればわかりやすいと思う。

(事務局) 基本的な視点と施策目標の関係を明確にする文章について、検討しておく。

○施策目標の設定について

(議長) 放課後児童健全育成事業について、ここに入れたらどうか。

(事務局) 放課後児童健全育成事業については、現在、施策目標の⑤と⑥にそれぞれ入っているが、これを独立して施策目標として設定するということでよいか。

(議長) 放課後児童健全育成事業に対する取り組みを明瞭化したほうがいいと思うので、そうしてはどうか。

○情報の提供について

(議長) 情報の取り扱いについて、行政はどういった考えを持っているのか。たとえば、育休期間が終了して子どもの預け先を探す場合、必要な情報はどこで入手できるのか、そういったことが、市民にとっては一番重要なことだと思う。今の計画では、情報の管理、窓口の一元化などについての記載がされていない。どこで対応しようと考えているのか。

(事務局) 行政にとって「情報」というと、市民が求める情報をいかに効率よく正確に提供できるのかということと、市民が持つ情報をどう守るかという二つの側面がある。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに、市町村が取り組むべき事業として利用者支援事業というものがあり、これが情報の提供体制の整備にあたる部分である。この事業は、複雑な新制度において、保護者のニーズにあったサービスや施設を案内するといったもので、必要な情報を適切に提供する仕組みとなっている。情報を守るという点については、今までの子育て会議でも議論があったように、保護者の同意が得られない場合、子どもの情報を

どう扱ったらいいのかといった問題も生じていたと思う。情報提供と情報管理の2つは分野を分けて書くべきものと考えている。情報提供に関しては、適切な情報を効率よく正確に提供するといった面と、必要な情報の一元管理、両面から取り組む必要があると考えている。具体的な事業である利用者支援事業の内容については、この章では触れていないが、第5章で対応していきたいと考えている。

(議長) 第4章の基本的な考え方の部分で謳うのか、第5章の具体的な施策の展開のところで触れるのか、考え方の問題もあると思う。計画中でどう扱うかも一度検討してほしい。

○「など」の表記について

(議長) 例えば、「基本的な視点③ 子育て家庭を支援する視点」についての文章で、「子育てに関する不安解消や経済的支援など」とあるが、「など」という表記でなく明確にしたほうがいいのか、「など」というかたちであいまいなままに残しといたほうがいいのか。「など」という表現についてはどう考えているのか。

(事務局) 本人は、子育てに関する不安はないし、経済的な不安もないので、精神的な支え、経済的な支援は必要ないとしても、周りからすると支援が必要であるという場合も、現場では想定していると考えている。そういったことも含め、この表現をとっている。

(委員) 「など」を使った場合、同じ質問をされる可能性は高いと思うが、説明がつくのであれば、今のままでよいと思う。

(4) その他

○小学校区について

(議長) 東部エリアの庭窪小学校区の児童が八雲東小へ通うという状態になっているが、校区と実際に通う小学校が異なるという問題、第一地区の取り扱いについて、今後、市はどのような方針で行くのか。

(事務局) 第一地区の編成を踏まえ、24年度に小学校区の見直しをおこなっている。現状では、八雲東小学校は守口一中校区という取り扱いになっている。今後もそういった取り扱いとするというのが市の方針である。

○ニーズ調査報告書について

(事務局) 計画書では、抽出した項目に関してのみ調査結果を掲載しているが、調査結果については、ニーズ調査報告書を作成し、すべての結果を掲載する予定である。第2章について意見があった、自由記述についても掲載を予定している。次回会議では、製本した報告書の配布はできないが、最終原稿というかたちで内容を示したいと思う。報告書についての意見等は、メーリングリスト等でいただければと考えている。

○事業計画における取り組み、事業の内容について

(委員) 児童相談所では、特に最近、児童虐待に関する支援が多くなっている状況があり、そういった視点から、計画の施策目標として、子どもの人権尊重と権利擁護があげられていてよかったと思う。ここで具体的な取り組みや事業を検討していくことも必要であるし、自分がどういった施設を利用できるかという情報提供も重要な支援となってくる。なかなか周りとの関係が取りにくい親へ、いかに情報を伝え、使えるようにしていくかということが重要だと思う。そのほかに、関係が取りにくい親を事業へつなげていく、人と人とのつながりの強化も大切だと思う。

○条例案に関するパブリックコメントについて

(事務局) 前回の会議で、条例案に関するパブリックコメント実施について説明させていただいた。パブリックコメントの結果、「守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例」と「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例」の2つについては126件、「守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については137件の意見があった。今回は件数だけの報告とし、内容については、次回会議において、意見をまとめたものを紹介する予定である。

○子ども・子育て会議について

(事務局) 当初予定した回数をすでに超えているが、進捗状況からあと数回は開催を予定している。

(事務局) 事業計画の策定にあたり、条例に基づく会議として、子ども・子育て会議を設置した。当初は計画策定が目的であるとしていたが、計画を推進していくにあたり、計画の進捗管理機関ということで、子ども・子育て会議を常設としたい。委員の任期は2年となっているが、継続して委員を務めていただくこと、ご理解いただきたい。

(5) 閉会